

令和2年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第105号	令和2年度三豊市一般会計補正予算(第8号)	1
議案第106号	令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	2
議案第107号	令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	3
議案第108号	令和2年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第109号	令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	5
議案第110号	令和2年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	6
議案第111号	令和2年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	7
議案第112号	三豊市債権管理条例の制定について	8
議案第113号	三豊市幼保連携型認定こども園条例の制定について	19
議案第114号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	22
議案第115号	地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理について	25
議案第116号	三豊市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	29
議案第117号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	37
議案第118号	三豊市保育所条例の一部改正について	40
議案第119号	指定管理者の指定について(三豊市高瀬町老人デイサービスセンター)	42
議案第120号	指定管理者の指定について(三豊市緑ヶ丘総合運動公園)	43

議案第105号

令和2年度三豊市一般会計補正予算（第8号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第106号

令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第107号

令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第108号

令和2年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第109号

令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 0 号

令和 2 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 1 号

令和 2 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 2 号

三豊市債権管理条例の制定について

三豊市債権管理条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市債権管理条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 債権の管理（第7条—第17条）

第3章 債権の内容の変更及び免除（第18条—第20条）

第4章 債権の放棄（第21条）

第5章 雑則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公平な負担及び健全な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の支払を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方自治法第231条の3第3項その他法律の規定により、国税徴収の例により徴収し、又は地方税の滞納処分 of 例により処分することができるものをいう。
- (3) その他の債権 強制徴収債権以外の市の債権をいう。
- (4) 私債権 その他の債権のうち、売買、賃貸借、請負その他の契約又は事務管理、不当利得若しくは不法行為を原因とし、時効の援用を要するものをいう。

（他の法令等との関係）

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定める

ところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、債務者の氏名及び住所、債権の金額並びに履行期限その他規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を整備する。

(債権管理基本計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に回収するため、債権管理基本計画を策定するものとする。

第2章 債権の管理

(私債権の督促)

第7条 市長は、私債権について、納期限までに履行しない者があるときは、納期限から20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状発付の日から15日を経過した日とする。

(私債権以外の督促等)

第8条 私債権を除く市の債権に係る督促の手續並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、法令又は他の条例及びこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成20年三豊市条例第36号）の例による。

(遅延損害金)

第9条 市長は、他の条例及びこれに基づく規則又は契約に特別の定めがある場合を除くほか、私債権を納期限までに完納しない者があるときは、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、納入通知書1通の金額(その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、そ

の端数金額又はその全額を切り捨てる。)に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。この場合において、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に定める遅延損害金を計算する場合において、年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(強制徴収公債権に係る滞納処分)

第10条 市長は、強制徴収債権につき、第8条の規定による督促を受けた債務者が、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないとき又は地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続が開始されたときは、その財産を差し押さえ、又は交付要求をしなければならない。

2 市長は、滞納処分については、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)その他法令の規定によりこれを行わなければならない。

(その他の債権に係る強制執行等)

第11条 市長は、その他の債権について、第7条第1項又は第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第17条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第18条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のないその他の債権(前号に該当するその他の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(3) 債務名義のあるその他の債権(前号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

(担保の提供)

第12条 市長は、一の債務者に係る滞納金額(督促手数料及び延滞金又は遅延損

害金を除く。)が50万円を超えるときは、当該債務者に対し保証人の保証その他担保の提供を求める。ただし、債務者が提供できる担保を有しないときその他担保を提供できない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の保証人は、行為能力を有し、かつ、弁済する資力を有する者とする。
- 3 第1項の規定により債務者から提供された保証人との保証契約は、書面又は電磁的記録(次項及び第5項において「書面等」という。)により行わなければならない。
- 4 市長は、債務者との間で、連帯保証人に対する履行の請求は債務者に対してもその効力を生ずる旨を書面等で定めるものとする。
- 5 市長は、個人の保証人との間で民法第465条の2第1項に規定する根保証契約を締結するときは、書面等に極度額(保証人が負担する責任の限度額をいう。)を定めなければならない。
- 6 市長は、主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、個人の保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2月以内に、その旨を書面にて通知しなければならない。
- 7 市長は、保証人が債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第13条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第18条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第14条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認

めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

3 市長は、市の債権を保全するために必要がある場合において、法令の規定により市が債権者として債務者に属する権利を行使することができることを知ったときは、債務者に代位して当該権利を行使しなければならない。

4 市長は、市の債権について、債務者が市を害することを知ってその所有する財産を処分した場合において、法令の規定によりその行為の取消しを求めることができるときは、遅滞なく、その取消しを裁判所に請求しなければならない。

5 市長は、市の債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を更新するために必要な措置をとらなければならない。

（担保の保全）

第15条 市長は、債務者が担保を提供したときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

（相殺若しくは充当又は内払）

第16条 市長は、市の債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、若しくはこれに充当し、又は内払とみなすことができる市の債務があることを知ったときは、直ちに、相殺し、若しくは充当し、又は内払とみなすものとする。ただし、これによることが市の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により、相殺し、若しくは充当し、又は内払とみなしたときは、書面にて債務者にこれを通知しなければならない。

（徴収停止）

第17条 市長は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。ただし、保証人の保証又は担保が付されている債権（当該担保の価額が担保権を実行した場合の費用及び当該その他の債権に優先して弁済を受けることができる債権の金額の合計額を超えないと見込まれる債権を除く。）は、この限りでない。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが

全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。ただし、当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情にない場合を除く。

- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用（訴訟費用又は非訟事件手続に係る費用及び弁護士等に委任するときの報酬その他市が通常負担すべき費用をいう。）に満たないと認められるとき。

第3章 債権の内容の変更及び免除

（履行延期の特約等）

第18条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その履行期限を延長する特約又は処分（以下この章において「履行期限の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限の特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金

その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（履行延期の特約等に付する条件）

第19条 市長は、前条第1項の規定により履行期限を延長する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) その他の債権の保全上必要がある場合において、市長が債務者又は保証人（以下この条において「債務者等」という。）に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提供を求めたときは、債務者等はこれに応ずること。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、履行延期の特約等を取り消し、又は当該その他の債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者等が前号の条件その他当該履行延期の特約等に付した条件に従わないとき。

イ 債務者等が市を害することを知って、その財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は債務を負担する行為をしたとき。

ウ 当該その他の債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったときから1月以内に当該弁済金額を支払わないとき。

エ 債務者等の財産について強制換価手続が開始されたとき。

オ 債務者等である法人が解散したとき。

カ 債務者等について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

キ 債務者等の総財産についての清算が開始されたとき。

ク その他債務者等の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

（債務の免除）

第20条 市長は、第18条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をしたその他の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をし

た日) から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、第18条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

第4章 債権の放棄

第21条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。ただし、当該その他の債権に保証人の保証又は担保が付されている場合においては、保証人（保証人が2人以上あるときは、全ての保証人）が次の各号のいずれかに該当するとき（この場合において、次の各号中「債務者」とあるのは「保証人」と読み替えるものとする。）、又は第三者がその所有する財産を担保として供した後第1号に該当することとなったときを除き、この限りでない。

- (1) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が市の催告に応じないとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続人及び包括受遺者が存在しない場合、又は当該相続人及び包括受遺者が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受けることができる市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 第17条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 債務者が、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項本文の規定、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項の規定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第178条第1項の規定により当該その他の債権についてその責任を免れたとき。
- (5) 第11条に規定する強制執行等の手続又は第14条に規定する債権の申出

等の措置をとってもなお完全に履行されない当該その他の債権について、強制執行等の手続又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができない見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態にあり、高齢、障害その他の理由により資力の回復が困難で、当該その他の債権を弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、回収の見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

3 第1項の規定によるその他の債権及びこれに係る損害賠償金等の放棄は、最少の経費で最大の効果を挙げるためにこれを放棄することが市の利益に最も適合すると認められる場合に限るものとし、市長はみだりにこれらを放棄してはならない。

第5章 雑則

（期間の計算及び期限の特例）

第22条 この条例の規定により定められている期間の計算については、民法第139条から第141条まで及び第143条に定めるところによる。

2 この条例の規定により定められている期限が民法第142条に規定する休日又は土曜日若しくは12月29日から31日までに当たるときは、これらの日の翌日をその期限とみなす。

（滞納者情報の目的外利用及び第三者提供）

第23条 市長又は三豊市教育委員会は、市の債権の管理及び回収に必要な最低限の範囲内で、その保有する滞納者に関する保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又はこれを提供することができる。ただし、地方税法第22条に規定する地方税の事務に関する秘密は、法令又は本人の同意に基づく場合を除き、この限りでない。

（規則への委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに完納した私債権を除く市の債権に係る延滞金の徴収については、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第4条の規定にかかわらず、延滞金額の全額を免除する。ただし、既に納付した延滞金額については、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に私債権を除く市の債権を滞納している者は、完納日までの延滞金額を納付しなければならない。

議案第 1 1 3 号

三豊市幼保連携型認定こども園条例の制定について

三豊市幼保連携型認定こども園条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三豊市立財田こども園	三豊市財田町財田上1417番地1

(保育料)

第3条 保護者又は扶養義務者は、保育料を納入しなければならない。

2 前項に規定する保育料の額は、三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年三豊市条例第8号）第2条に規定する額とする。

(延長保育)

第4条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項に規定する保育必要量（1月当たり平均275時間までの区分は除く。）を超えて保育を行うことができる。

2 前項に規定する保育を利用する者は、延長保育料を納入しなければならない。

3 前項に規定する延長保育料の額は、規則で定める。

(預かり保育)

第5条 市長は、認定こども園の教育時間以外の時間に、家庭の状況等により保育が困難な法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当すると認定された子どもを対象とした預かり保育を行うことができる。

2 前項に規定する預かり保育を利用する者は、預かり保育料を納入しなければならない。

3 前項に規定する預かり保育料の額は、規則で定める。

(保育料等の減免)

第6条 市長は、災害その他の事由により特に必要があると認めるときは、保育料、

延長保育料及び預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(三豊市幼児教育センター条例の廃止)

2 三豊市幼児教育センター条例（平成18年三豊市条例第206号）は、廃止する。

(三豊市保育所条例の一部改正)

3 三豊市保育所条例（平成18年三豊市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市立財田保育所の項を削る。

(三豊市立学校条例の一部改正)

4 三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部三豊市立財田幼稚園の項を削る。

(三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例の一部改正)

5 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例（平成18年三豊市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市立財田幼稚園の項を削る。

議案第 1 1 4 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市行政組織条例の一部改正)

第1条 三豊市行政組織条例（平成18年三豊市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

(5) 農政部

第1条に次の1号を加える。

(6) 建設部

第2条建設経済部の項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、農政に関すること。

第2条建設経済部の項中第4号から第10号までを削り、同項中「建設経済部」を「農政部」に改め、同項の次に次の1項を加える。

建設部

(1) 道路及び橋りょうに関すること。

(2) 河川その他の土木に関すること。

(3) 砂防に関すること。

(4) 建築に関すること。

(5) 都市計画に関すること。

(6) 公営住宅等に関すること。

(7) 港湾及び漁港に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、建設経済に関すること。

(三豊市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 三豊市都市計画審議会条例（平成18年三豊市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部都市整備課」を「建設部都市整備課」に改める。

(三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例の一部改正)

第3条 三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例（平成19年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部建築住宅課」を「建設部建築住宅課」に改める。

(三豊市農業振興計画策定審議会設置条例の一部改正)

第4条 三豊市農業振興計画策定審議会設置条例（平成25年三豊市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設経済部農林水産課」を「農政部農林水産課」に改める。

(三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正)

第5条 三豊市空家等の適正な管理に関する条例（平成29年三豊市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第10項中「建設経済部建築住宅課」を「建設部建築住宅課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 1 5 号

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理について

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 三豊市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年三豊市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年三豊市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付

割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（三豊市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正）

第4条 三豊市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（平成18年三豊市条例第134号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（延滞金の割合等の特例）

- 4 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附則に次の1項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の三豊市介護保険条例の一部を改正する条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の三豊市国民健康保険高額療養費資金貸付条例附則第5項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第116号

三豊市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

三豊市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の8条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 三豊市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第8条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若し

くは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 育児短時間勤務の承認が、第8条の6第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第8条の4 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前

7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。
(2) 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第8条の5 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第8条の6 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条
例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事
こと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事
こと。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第8条の7 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第8条の8 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる

場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第8条の9 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第10条第2項中「三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）」を「勤務時間条例」に、「勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第12条中「第5条」を「第8条の6」に改める。

(三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に、「、任期付短時間勤務職員」を「「任期付短時間勤務職員」」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」に改め、「採用された職員」の次に「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて

月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「月曜日」を「月曜日」に、「週休日」を「週休日」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等にあつては単位期間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い定める勤務時間、再任用短時間勤務職員」に、「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第4条第2項本文中「（再任用短時間勤務職員）を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員」に、「8日」を「8日」に、「）の週休日」を「の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改め、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条第1項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第14条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

（三豊市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第5条第3項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第5条第5項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第5条第10項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とする。

第6条中「法」を「再任用職員のうち、法」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条第2項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の

勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

第26条第4項中「受けるべき給料」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額）」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額）」を加える。

第29条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第23条第1項中「受けるべき給料」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額）」を加える。
（三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 3 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第10条中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

議案第 1 1 7 号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第9項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 8 号

三豊市保育所条例の一部改正について

三豊市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市保育所条例の一部を改正する条例

三豊市保育所条例（平成18年三豊市条例第112号）の一部を次のように改正する。
別表三豊市立山本保育所の項中「三豊市山本町財田西525番地1」を「三豊市山本町大野455番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

議案第 1 1 9 号

指定管理者の指定について（三豊市高瀬町老人デイサービスセンター）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市高瀬町老人デイサービスセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町比地中 2 9 8 6 番地 9

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市高瀬町比地中 2 9 8 6 番地 9
- (2) 名 称 特定非営利活動法人のぞみ荘
- (3) 代表者 理事 貞廣 敬子

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第120号

指定管理者の指定について（三豊市緑ヶ丘総合運動公園）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市緑ヶ丘総合運動公園
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町上高瀬751番地24他

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県善通寺市文京町三丁目2番1号
- (2) 名 称 学校法人四国学院
- (3) 代表者 理事長 山下 慶親

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月1日提出

三豊市長 山下 昭史